

角田市公告第26号

角田農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、次の場所に常時備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月26日

角田市長 黒 須 貫



変更後の角田農業振興地域整備計画書の縦覧場所

角田市役所（産業建設部 農林振興課）

角田市角田字大坊41番地